

## 那須塩原市省エネ家電購入促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、省エネ家電購入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、省エネ家電を購入する者に対し、その購入に要する費用の一部を補助することにより省エネ家電の普及を促進し、もって家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電 エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器及びテレビジョン受信機をいう。
- (2) 多段階評価点 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）において定められた式により算出されたものをいう。
- (3) 省エネ基準達成率 日本産業規格C9901に定められた式により算出されたものをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有している個人であること。
- (2) 本人及びその同一世帯に属する者いずれもが、補助金の交付決定を受けていないこと。

### (補助対象設備)

第5条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、省エネ家電のうち、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 購入日時点において、別表第1の補助対象設備欄に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ同表要件欄に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- (2) 令和5年11月1日から令和6年2月29日までの間に、市内の事業所から購入し、かつ、補助金の交付を受けようとする者が居住する市内の住居に設置した製品であること。ただし、当該製品が新品でない場合には、補助の対象から除くこととする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表第2に定める額とする。ただし、申請額の合計（補助金を交付しないものと認めたものを除く。）が予算額に達した日をもって受付を終了するものとする。

- 2 補助金の交付の回数は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとし、前項に定める補助金の額は、1度の支払において購入した補助対象設備の税抜価格の合計額により算出するものとする。

(交付申請書及び実績報告書)

第7条 規則第4条及び第12条の規定にかかわらず、補助金の交付申請書及び実績報告書は、省エネ家電交付申請書兼実績報告書（様式第1号）とし、次の各号に定める書類を添えるものとする。

- (1) 購入した補助対象設備の税抜価格及び支払が完了していることを確認できる書類
- (2) 購入した事業所の所在地が確認できる書類
- (3) 購入した補助対象設備のメーカー又はブランド、機種名及び型式が確認できる書類
- (4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付（不交付）決定通知書及び補助金額の確定通知書)

第8条 規則第5条及び第15条の規定にかかわらず、補助金の交付決定通知書及び補助金額の確定通知書は、省エネ家電購入促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）とし、補助金の不交付決定通知書は、省エネ家電購入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）とする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他の不正の手段により補助金

の交付の決定を受けたとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、規則第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(書類の保管期間)

第10条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年12月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし第9条及び第10条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象設備	要件
エアコンディショナー及び電気冷蔵庫	多段階評価点2以上かつ省エネ基準達成率100%以上
電子レンジ、炊飯器及びテレビジョン受信機	省エネ基準達成率105%以上

別表第2 (第6条関係)

購入した補助対象設備の税抜価格の合計額	補助金の額
2万円以上5万円未満	5,000円

5万円以上10万円未満	10,000円
10万円以上15万円未満	20,000円
15万円以上	30,000円